

会 議 録 (要 旨)

|                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 名                                                                              | 令和6年度第1回武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 開 催 日 時                                                                            | 令和6年8月9日(金) 午後2時05分～午後2時30分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 開 催 場 所                                                                            | 301会議室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 出 席 者 及 び<br>欠 席 者                                                                 | 出 席 者：小川会長、小峯委員、出来村委員、比留間委員、山口委員<br>欠 席 者：なし<br>事 務 局：文書法制課長、文書法制課係長(法務係)、文書法制課主任<br>(法務係)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 報 告 事 項                                                                            | (1) 令和4年度及び令和5年度における公文書開示請求及び保有個人情報<br>開示請求の処理状況等について<br>(2) その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 題                                                                                | 議題(1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代<br>理者の指名について<br>議題(2) その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 結 論<br>(決定した方針、残さ<br>れた問題点、保留事項<br>等を記載する。)                                        | 議題(1) 委員の互選により会長は小川委員に決定し、会長の指名により職<br>務代理者は出来村委員に決定した。<br>議題(2) 議題なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 審 議 経 過<br>(主な意見等を原則と<br>して発言順に記載し、<br>同一内容は一つにまと<br>める。)<br><br>(○=委員、<br>●=事務局等) | <p>● 令和6年度第1回武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会を開催いた<br/>します。</p> <p>本来であれば、武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条<br/>第2項により会長に議事を進行していただくところですが、同<br/>条第1項による会長の互選がされておりませんので、互選が終了するま<br/>での間、事務局が会議の進行をしてまいります。</p> <p>議題</p> <p>(1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者<br/>の指名について</p> <p>● 会議次第6ページ下部に参考として記載しております武蔵村山市情報<br/>公開・個人情報保護審査会規則第2条第1項において、審査会の会長は<br/>委員の互選により選任するとされていること、また、同条第3項におい<br/>て、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ<br/>指名する委員がその職務を代理するとされていることから、皆様に会<br/>長を互選していただき、会長から職務代理者を御指名いただきたく議題<br/>としたものです。</p> <p>なお、会長の主な職務につきましては、武蔵村山市情報公開・個人情<br/>報保護審査会規則第2条第2項により会務を総理すること、第3条第3<br/>項により可否同数の場合に議事を決することとなっております。なお、<br/>同規則第3条第1項には、会議は会長が招集すると規定されています<br/>が、実務上この部分については事務局が対応させていただきますので、<br/>会議の開催に当たり会長に処理をしていただくことはございません。</p> <p>それでは、説明が済みましたので、会長の互選をお願いいたします。</p> <p>【主な意見等】</p> <p>○ 引き続き小川委員にお願いしたいと思います。</p> <p>● それでは、会長は小川委員にお願いいたします。</p> <p>続いて、職務代理者についてですが、小川会長から御指名くださるよ<br/>うお願いいたします。</p> |

- 専門的な知識を有し、前回も職務代理者を引き受けていただいた出来村委員を指名させていただきたいと思っております。

#### 【審議結果】

会長に小川委員が互選され、職務代理者に出来村委員が指名された。

#### 報告事項

- (1) 令和4年度及び令和5年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について

- 事務局に説明を求めます。
- 会議次第の1ページ及び2ページを「公文書開示請求の処理状況等」、3ページ及び4ページを「保有個人情報開示請求の処理状況等」として、令和4年度及び令和5年度における処理状況を表にまとめさせていただきます。

まず、1「公文書開示請求の処理状況等」について、御説明いたします。

次第1ページを御覧ください。令和4年度における公文書の開示請求は、34件ございました。また、当該開示請求に対して実施機関が行った決定の内訳といたしましては、請求された公文書を黒塗りすることなく開示する「開示決定」が15件、公文書の一部に非開示情報が含まれる場合に、当該非開示情報を黒塗りした上で開示する「一部開示決定」が24件、公文書の全部を開示しない「非開示決定」が15件ございました。なお、非開示決定は、全て、請求された公文書が存在しないことによるものです。

続きまして、次第2ページを御覧ください。令和5年度における公文書の開示請求は、33件ございました。また、当該開示請求に対して実施機関が行った決定の内訳といたしましては、「開示決定」が22件、「一部開示決定」が11件、「非開示決定」が8件となっております。なお、非開示決定の内訳につきましては、公文書に含まれる非開示情報を黒塗りした場合、請求の趣旨が損なわれることから、公文書の全部を非開示としたものが1件、公文書の不存在によるものが7件となっております。

請求内容、請求者の属性、非開示情報等の主なものにつきましては、次第1ページ及び2ページの下部に記載しております。また、開示請求の処理経過や、実際にどのような請求・決定がなされたか等につきましては、資料1に記載されておりますので、それぞれ御確認ください。なお、資料1の公文書の名称等につきましては、基本的に、実際の請求及び決定における記載をそのまま転記しておりますが、個人情報記載された部分につきましては黒い四角形でマスキングしておりますので、御承知おきください。

続きまして、次第3ページの2「保有個人情報開示請求の処理状況等」について、御説明いたします。なお、用語の意味につきましては、公文書開示請求のものと同様となっておりますので、説明を省かせていただきます。

令和4年度における保有個人情報の開示請求は、31件ございました。また、当該開示請求に対して実施機関が行った決定の内訳といたしましては、「開示決定」が16件、「一部開示決定」が15件、「非開示決定」が4件となっております。なお、非開示決定は、全て、請求された個人情報の不存在によるものです。

続きまして、次第4ページを御覧ください。令和5年度につきまして

は、個人情報保護法の改正に伴い用語及び表の項目に変更がございます。

まず、用語につきましては、旧制度における「実施機関」が「市の機関」に変更され、「議長」が外れています。名称については、個人情報保護法に合わせたもので、議会を除いたのは、議会が個人情報保護法の適用を除外されたことによるものです。なお、地方公共団体の議会が法の適用を除外されたのは、国会や裁判所が個人情報保護法の適用を除外されていることと整合を図るためとのことで、余談ですが、このことを受け、本市議会においては、独自の条例を制定し、個人情報の保護を図ることとしています。

続きまして、従前用いられていた「非開示」の用語につきましても、法に合わせて「不開示」に変更しております。

最後に、表の項目についてですが、先述の法改正に伴い、国が、地方公共団体における個人情報保護法の施行状況を年に1度調査することとなったことから、その調査項目に合わせて変更しております。具体的には、これまで「非開示決定の内訳」としていた部分を「一部開示及び不開示決定の理由」に変更しました。なお、従前の表の右端に記載されていた「却下」につきましては、「一部開示及び不開示決定の理由」中「その他」に含まれることとなっております。

それでは、令和5年度における保有個人情報の開示請求に関する報告に移らせていただきます。令和5年度における保有個人情報の開示請求は、6件ございました。また、当該請求に対して市の機関が行った決定の内訳といたしましては、「開示決定」が7件、「一部開示決定」が2件、「不開示決定」が0件となっております。

令和4年度と比較して請求件数が減少していますが、こちらにつきましては、もともと保有個人情報に係る開示請求の大半が、介護福祉施設等への入所判定に利用するために、請求者に係る主治医意見書や認定調査票の開示を求めるものであったところ、地方公共団体に個人情報保護法が適用されることとなったことに伴い、このような場合、開示請求を受けずとも保有個人情報を提供することが可能となったためです。具体的には、介護認定給付に利用するために市の機関が保有する個人情報の利用目的として「介護給付の受給者が福祉施設への入所判定等に利用するために必要な情報を提供すること」を定めておくことで、保有個人情報を提供することが可能であるという見解が国から示されております。なお、資料2の令和5年度部分を御覧いただくと、主治医意見書等の開示を求める請求が数件残っておりますが、これらは、介護福祉施設等への入所判定に利用する以外の目的での請求であったことから、保有個人情報の開示請求として処理したものです。

保有個人情報の開示請求につきましても、詳細は次第3ページ及び4ページの下部並びに資料2に記載しておりますので、それぞれ御確認ください。なお、こちらも資料1と同様、個人名等が記載された部分につきましては、黒い四角形でマスキングしております。

#### 【主な意見等】

- 令和5年度に本審査会が取り扱った審査請求に係る決定は、次第の表のどの部分に当たるのでしょうか。
- 次第2ページに記載されております閲覧に関する非開示決定1件が、それに当たります。
- 審査請求に係るものだけだったのですね。
- 閲覧に関する請求という意味では、お見込みのとおりです。

報告事項

(2) その他

○ 事務局に説明を求めます。

● 改めて本審査会の職務について御説明させていただきます。

資料3及び資料4を御覧ください。資料3は、本審査会が取り扱う「公文書非開示決定等に対する審査請求」、「保有個人情報不開示決定等に対する審査請求」があった場合の関係者の処理をまとめたもので、資料4は、本審査会の処理に関する根拠規定をまとめたものです。

資料4の1ページに記載しております情報公開条例第20条第1項をまとめますと、「本審査会は、情報公開条例第17条、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項及び武蔵村山市議会個人情報保護条例第45条による諮問について審査する」旨が規定されています。この点に関し、情報公開条例第17条では、「議長を除く実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、本審査会に諮問して裁決を行う」とされています。なお、「不作為」とは、開示請求に対して、実施機関が通常想定される期間内に決定をしないことを指します。個人情報についても概ね同様で、議会については、武蔵村山市議会個人情報保護条例第45条において、市の機関と同様に本審査会に諮問する旨を規定しています。なお、議会のみ別の条例で規定しているのは、先の報告のとおり、議会が個人情報保護法の適用を除外されているためです。

これらの規定により、本審査会は、公文書非開示決定等、保有個人情報不開示決定等及び各開示請求に係る不作為に対して審査請求がなされた場合に、処分庁の判断や処理が適法なものであるかを審査し、答申という形で実施機関に意見を述べることとなります。

なお、具体的な審査の手続につきましては、行政不服審査法に規定されておりますが、大量である上、読み替えも必要であることから、記載を省略させていただいております。

続きまして、資料3を御覧ください。資料3は、非開示決定等に対する審査請求があった場合を想定した処理フローとなっております。まず、(1)の原処分として、公文書非開示決定等がなされ、これに対し、開示請求者は、処分庁に(2)の審査請求をすることができます。これ以降、処分庁は、審査庁として審査請求に係る処理を行いつつ、処分庁として処分の適法性の主張もすることとなります。資料3の青い枠の列が「処分庁（審査庁）」とされているのはそのためです。

審査請求を受けた処分庁は、(3)の弁明書を作成し、審査請求人に送付します。なお、弁明書とは、原処分の適法性を主張する書面をいいます。これを受けた審査請求人は、反論書を作成し、処分庁の主張に対する反論を行います。

審査庁は、(6)の争点整理において、審査請求人が原処分の何を問題としているか、それについて各当事者がどのように主張しているかを整理し、審査請求を認めるかどうかの決定、裁決といたしますが、これができると判断した場合に、(8)の本審査会への諮問を行います。なお、当該諮問が義務付けられているのは、先述のとおり、処分庁が審査庁として裁決を行う仕組みとなっていることから、裁決の公正性を担保するためです。

諮問を受けた本審査会は、(10)で審査会としての争点整理を行い、審査庁の審査が尽くされていないと判断した場合は、情報公開条例第21条第3項の規定に基づく調査をした上で(12)の答申を行います。なお、ここ

